

しない、させない

不法投棄

不法投棄は
犯罪です！



9月 追分市街 旧袋にて排出

4月 追分市街
資源袋に生ごみ・可燃ごみ混入

11月 追分市街
生ごみの日にプラスチックや可燃が排出

上の写真のように、「指定袋以外の袋」、「分別されていないごみ」、「指定日以外に排出」することも不法投棄です。

夜間に地域外から投げ込む悪質な場合も！



不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、**禁止**されています。

これに違反した場合は、下記の処罰を受けます。

不法投棄を行った者（未遂を含む）

5年以下の懲役または
1千万円以下の罰金が科
せられます。



法人の場合

3億円以下の罰金が科
せられます。



ごみの処分方法

決められた方法できちんと処分しましょう

一般ごみ

指定のごみ袋に入れて、指定された収集日にごみステーションに出す。

大型ごみ

- ①自宅回収する方法【東胆振清掃企業組合（☎②2400）へ電話で申し込み、大型ごみ処理券（1枚につき500円）購入】
- ②直接、じん芥処理場に持ち込む方法
のいずれか

家電4品目

（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

- ①購入した販売店または買い替えする販売店に依頼
- ②組合の廃家電収集運搬業者に収集依頼
のいずれか

不法投棄を発見した場合は、日時、車のナンバー・車種・色、場所、投棄物等を、役場、または最寄りの駐在所に通報してください。